

加藤 明由 議員 無会派



問 裁判の訴えの経過は

答 7月7日に初公判



問 水路敷地侵奪裁判の訴えの議決から2か月以上経過したが、その後の経過は。

答 〔市長〕 第1回口頭弁論期日が7月7日に決まったので、それまでに反訴状を提出。

問 監査結果前に出したコンクリート擁壁撤去に係る誓約書について、真意を尋ねる。

答 住民監査請求の前から指導準備を行い、監査結果を待たずに通知した。

問 不当利得返還請求金額の根拠は。

答 不当利得の返還を求めるものだが、訴訟に係るもので答弁不可。

問 市条例（公共用物管理条例）等と今回の請求額との整合性は。

答 請求は、民法を根拠としている。公有財産等の使用に伴い、過料を適用した前例がない。

今後、条例の過料の条項に該当する場合は適用。

※1 弥富市公共用物管理条例（抜粋）
（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、本市において管理すべき公共用物の管理に關し必要な事項を定めるものとする。
（過料）

第19条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。（以下の過料に処する。）

問 下水道未接続者に対する対応は

答 公共下水への接続を依頼する

問 公共下水道の接続率は。

答 〔建設部長〕 約46%。

問 下水道未接続者に対する対応は。

答 「下水道接続促進」の案内を各戸配布。

今年度からは、未接続世帯を対象に下水道事業の健全な普及のため、下水道接続を目的に戸別訪問を行う。

問 未接続者に対して一定の費用負担を求めては。

答 下水道法により未使用者から使用料は求められない。



問 今後の下水道財政の見通しは。

答 公共下水道事業分、農業集落排水分を合わせて毎年5億円程度必要になる。

問 今年度6億円を一般財源から補填だが。

答 今年度約6億3千万円となっており、今後10年間の投資・財政計画を策定し、30年間の計画も検討。

